

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日 法律第185号)第61条の2の規定により、当該事務所が所管している地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月6日から8日までの車両について平成30年7月9日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

記

北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡

平成30年7月6日

九州運輸局

福岡運輸支局長